



御代田町空家改修等補助金制度を開始します

平成29年度から、空家の改修等を行う際の補助制度を開始します。
4月3日から申請受付となりますので、お気軽にご相談ください。

事業の目的

御代田町内にある空家の解消や有効活用を促進し、定住人口の増加等地域の活性化を図ることを目的とします。

申請期間

平成29年4月3日(月)(受付開始)～平成30年1月31日(水)

申請できる方(以下の全てに該当)

- ①空家を所有する個人または空家を購入するか賃借しようとする個人で、御代田町に住民登録し、自らが5年以上居住しようとする方
※現在、御代田町に住民登録がない方で、移住を希望する方は、事前にご相談ください。
- ②町税・使用料等の滞納がない方(同一世帯全員)
- ③本補助金等の交付を受けていない方
※御代田町木造住宅耐震改修事業補助金との併用可(耐震に関する補助金の概要は22ページをご覧ください。)
※本補助金の対象外となる工事部分についての補助は併用可
- ④申請者、申請者と現に同居している方または同居する方が暴力団員でない方

対象となる空家(以下の全てに該当)

- ①御代田町の区域内に存在し、申請日時時点で1年以上使用されておらず、今後常用する家屋(別荘等、常用予定のない家屋は除く。)
- ②建築基準法に基づく耐震基準の他、法令の基準を満たしている家屋
※類似の補助金等の給付を受けた箇所は除く。

対象となる事業

以下に要する費用20万円以上(消費税を除く)

- ①空家を居住の用に供するための改修等工事
- ②家財道具等の処分移転(①に伴うものに限る)
- ③申請年度の2月末日までに完了するもの
※居住の用に供する部分に限る。
※申請前に着手した工事等は補助対象外

補助額

対象事業費の2分の1 最高限度額20万円

例1 対象事業費20万円
 $20万円 \times 1/2 = 10万円 \rightarrow$ 補助額10万円

例2 対象事業費80万円
 $80万円 \times 1/2 = 40万円 \rightarrow$ 補助額20万円

(千円未満端数切捨て)

※補助金の交付は、同一物件、同一申請者に対して1回限りです。

事業の流れ

① 事前相談



② 補助金交付申請受付(4月3日から)



③ 補助金交付決定



④ 工事開始(事前着手は不可)



⑤ 事業完了・実績報告書提出(平成30年2月末日まで)



⑥ 完了検査・検査済通知



⑦ 補助金請求・支払

申請方法

建設水道課都市計画係にある申請書類に必要事項を記入のうえ、必要書類(見積書・写真など)を添付し、提出ください。補助対象の判断など、お気軽にご相談ください。予算の都合によりご希望に沿えない場合があります。

問い合わせ先 建設水道課都市計画係 (32)3129

町内の給水状況について

現在、皆さまが日々利用している水道水は、おおむね、しなの鉄道沿線北側は「御代田小沼水道」(町営水道)から、南側は「佐久水道企業団」から、それぞれ給水されています。給水区域により、閉開栓などの手続方法が異なります。佐久水道企業団区域の方は、佐久水道企業団にお問い合わせください。

御代田小沼水道の閉開栓の注意事項

現地で行う水道の閉開栓作業は、ご連絡いただいた当日や、土・日曜日、祝日の閉開栓はできません。閉開栓希望日の前日までにご連絡をお願いします(土・日曜日、祝日を除く)。

開栓には、手数料1,000円がかかります(閉栓は無料)。

上下水道使用者の名義変更

次の場合は、異動手続が必要です。

- 使用者(所有者)が死亡し、親族の方が引き続き使用される場合。
- 建物の売買によって使用者(所有者)の変更があった場合。

町では、使用する方が異動手続をされない限り、使用者を変更することはできません。

名義変更をしないことで料金トラブル等につながることもあるため、すぐに手続できないなどの諸事情がある場合は、町へご相談ください。

※上水道は、町営水道と佐久水道に分かれています。下水道については、御代田町の建設水道課が窓口となっています。

上下水道料金の支払いについて

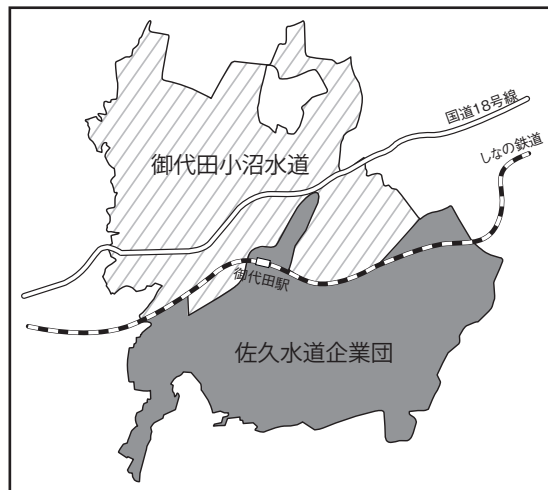
●納入通知書の方

町指定金融機関のほかに、コンビニエンスストアでもお支払いができます。ただし、納入通知書に記載されている納入期限を過ぎると、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。ご注意ください。

●口座振替の方

振替日までに残高の確認をお願いします。

給水区域図



問い合わせ先	
御代田小沼水道区域の上水道に関する事(開栓・閉栓、名義変更手続など) 町内全域の下水道に関する事(下水道開始・停止、名義変更手続など)	建設水道課上下水道管理係 (32) 3129
佐久水道企業団区域の上水道に関する事(開栓・閉栓、名義変更手続など)	佐久水道企業団 0267 (62) 1290